意見書案第 16 号

訪問介護基本報酬引下げ撤回と介護報酬再改定を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和6年7月3日

大津市議会議長

幸 光 正嗣 様

提出者杉浦智子

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

訪問介護基本報酬引下げ撤回と介護報酬再改定を求める意見書

3年に一度の介護報酬の改定で、この4月から身体介護と生活援助の訪問介護の基本報酬が2~3%引き下げられ、経営状況がさらに悪化するおそれがあると、多くの事業者や介護関連の団体が訪問介護基本報酬の引下げを撤回するよう求めている。コロナパンデミック時には、感染しても入院できず自宅療養を余儀なくされた高齢者の自宅に、真夏でも防護具に身を包み、懸命に訪問介護を続けてきたホームへルパーと事業所に、今回のマイナス改定は驚きを与える改定となった。今回の改定は、訪問介護の現場の実情を把握できていない理不尽なものであり、ホームへルパーの誇りを傷つけた。

政府は、訪問介護報酬のマイナス改定の理由に収支差率がほかのサービスより比較的高いとしているが、実態は訪問介護事業所のおよそ4割が赤字だということが明らかになっている。東京商工リサーチの調査でも2023年の訪問介護事業者の倒産が60件に達し、これまで年間最多だった2019年の58件を抜き年間最多を更新したことが判明しており、今回の報酬引き下げがさらなる廃業を助長すると考えられる。

訪問介護は、在宅での利用者の生活に合わせて、必要な介護を行う専門性が高い仕事である。にもかかわらず、全産業平均よりはるかに低い賃金で、若い就労希望者が少なく有効求人倍率は15.5倍にもなっている。ホームヘルパーは高齢化が進み、70歳代のホームヘルパーが80歳代の利用者を介護する実態があり、今回のマイナス報酬はホームヘルパー不足に拍車をかけることになる。

地方自治体では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステム構築のために努力を行っている。政府も同様に在宅福祉をすすめ、その柱の一つとしているのが訪問介護である。ところが今回のマイナス改定は、政府が地域包括ケアシステムをあきらめたというメッセージと受け取られるものである。

よって国及び政府においては、訪問介護基本報酬のマイナス改定を撤回し、 再改定を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長あて